

草刈協力事業者登録制度 公募要領

1 目的

市民に対して草刈協力事業者の情報提供を行うことにより、市内に存在する管理が行き届いていない土地の所有者等による適切な管理を促進する。

2 手順

- (1) 市は要件を満たす事業者を募集し、「草刈協力事業者」として登録する。
- (2) 市は土地所有者等に、草刈協力事業者を名古屋市ホームページ等で情報提供する。
- (3) 土地所有者等は、草刈協力事業者へ草刈作業を直接発注し、受注した草刈協力事業者は草刈作業を実施する。
※詳細は、別紙フロー図のとおり。

3 登録要件

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 名古屋市内に事業所を設けていること
- (2) 法人であること
- (3) 名古屋市競争入札参加資格を有していること
- (4) 過去2年間、法令等の規定に違反せず、行政から命令等を受けていないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団、第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

4 登録抹消

次に掲げる項目に該当した場合は、草刈協力事業者としての登録を抹消する。

- (1) 期間中の業務に関し、名古屋市及び関係行政機関に複数の苦情相談があり、その事実が確認できるとき
- (2) 登録要件のいずれかの項目に反したとき
- (3) 名古屋市の指示に従わないとき

5 登録申込方法（随時受付）

- (1) 提出書類
 - ・ 草刈協力事業者登録申込書 兼 誓約事項同意書
 - ・ 法人の登記事項証明書（写しも可）
- (2) 提出場所
名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課
- (3) 提出方法
電子メール、郵送又は持参による。

電子メール：a3130@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

郵送先：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 本庁舎5階 スポーツ
市民局地域振興部地域振興課

6 登録事業者決定の通知

書類等の審査を行ったうえ、申込者へ審査結果を電子メール又は郵送にて通知する。

7 遵守事項

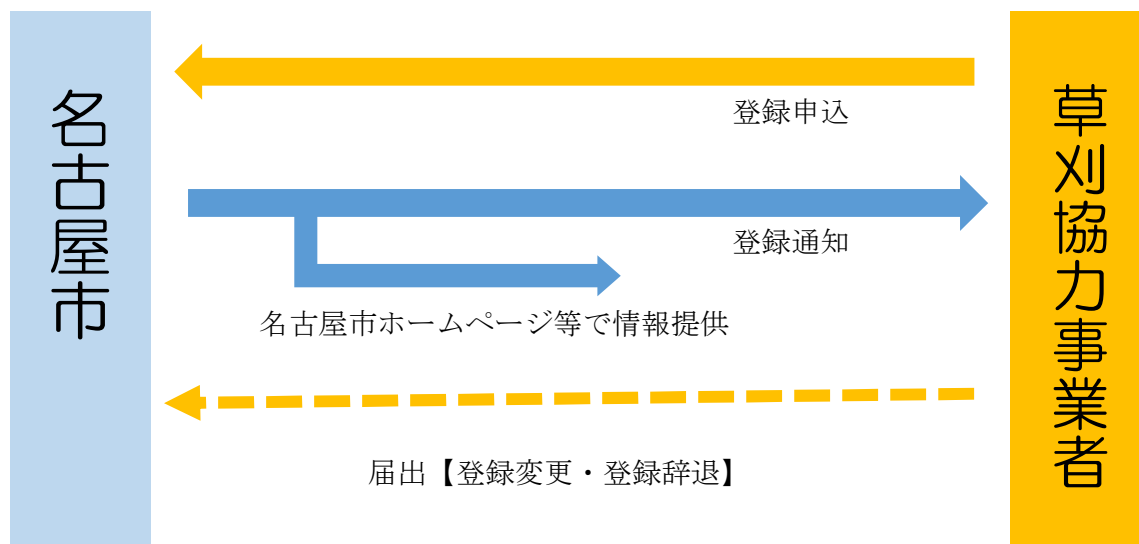
- (1) 草刈協力事業者は、受注した案件について、事前に作業内容、所要時間、見積額等について十分な説明を行い、安全に配慮し、適切に事業を遂行すること。
- (2) 草刈協力事業者は、発注後はすみやかに作業に着手すること。
- (3) 草刈協力事業者は、登録を抹消された場合、草刈協力事業者としての営業活動を行ってはならない。
- (4) 草刈協力事業者は、受注した業務における近隣住民等からの苦情等に関して、適切に対処すること。
- (5) 土地所有者等と草刈協力事業者との間で発生した損失、損害、トラブル等について、名古屋市は一切の責任を負わないものとする。

8 その他

公募要領に記載のない事項については、名古屋市の指示に従うこと。

(別紙フロー図)

■草刈協力事業者制度の登録の流れ



■草刈作業依頼（発注）の流れ

